

私立都認可外通信制高等学校在学生授業料助成金交付要綱

2生私振第1879号
令和3年3月26日
生活文化局長決定

第1 趣旨

この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める私立高等学校通信制課程のうち、東京都以外の自治体が認可している学校（以下「私立都認可外通信制高校」という。）への修学に係る都民の授業料負担を軽減し、その修学を容易にすることを目的とする私立都認可外通信制高等学校在学生授業料助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 交付対象

この要綱による補助金の交付対象は、私立都認可外通信制高校に在籍する生徒（以下「生徒」という。）の保護者で、以下を満たす者（以下「保護者等」という。）とする。

- (1) 補助事業実施年度の申請時に生徒の親権者（生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合を含む）であること。
- (2) 生徒に親権者がいない場合には、生徒の未成年後見人
- (3) 生徒の親権者及び未成年後見人が存在しない場合は、以下のいずれかの者（以下「主たる生計維持者」という。）
 - ア 生徒を地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第9号及び第292条第1項第9号の扶養親族としている者
 - イ 生徒を健康保険法（大正十一年法律第七十号）第3条第7項の被扶養者としている者
 - ウ 生徒に係るひとり親家庭医療費助成制度によるひとり親家庭の医療証を持っている者
 - エ 生徒に係る児童扶養手当受給証明書を持っている者
- (4) 生徒の親権者又は未成年後見人が存在するが、就学に要する経費の負担を求めることが困難な場合は、主たる生計維持者
- (5) 親権者、未成年後見人、又は主たる生計維持者がいない場合で生徒本人が世帯主で授業料を現に負担している場合は、生徒本人
- (6) 補助事業実施年度の5月1日から申請時まで引き続いて、生徒とともに都内に住所を有していること。ただし、生徒が学校の指定する寮等に入るために都内から都外へ移り住んだ場合において、補助事業実施年度の5月1日から申請時まで引き続いて都内に住所を有している場合は補助の対象とする。
- (7) 別表に定める所得基準等に該当していること。
- (8) 申請に当たって、交付申請書に必要書類を添えて提出できる者
- (9) 申請年度において、この要綱、公益財団法人東京都私学財団が実施する東京都私立授業料軽減助成金若しくはその他の授業料に対する助成金等により、生徒が異なる学校又は課程に通学又は履修している場合の授業料に対する助成を受けていないこと。

第3 補助対象経費

補助対象経費は、その申請年度の4月1日から3月31日までの分の卒業に必要な単位を修得

するための授業料とする。

第4 補助額

補助額は、別表に定めるところにより決定する。

なお、第3で定める授業料として生徒が在学する私立都認可外通信制高校の設置者に納める額（減免措置等により授業料が減額されている場合は、当該減額後の授業料）の範囲内で、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日付25文科初第1446号）に規定する高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）と合算して、生徒一人当たり258,000円以内とし、知事が定める。

ただし、就学支援金若しくは学び直し支援金受給額の確認が申請年度内に実施できない場合には、申請年度において258,000円から別に定める私立都認可外通信制高等学校在学生授業料助成金取扱要領（以下「要領」という。）第3-5で定める就学支援金相当額若しくは学び直し支援金相当額を差し引いた額（以下「基礎額」という。）を交付する。当該申請について、就学支援金受給額若しくは学び直し支援金受給額の確認が取れた場合に、補助額を算定し、補助額と基礎額との差額を交付するものとする。

第5 交付申請

助成金の交付を受けようとする保護者等（以下「申請者」という。）は、知事が定める期日までに助成金交付申請書に必要書類を添えて、知事に提出するものとする。

また、上記の申請に基づく審査の結果、第6に基づく対象要件に該当する旨の判定通知を受け取った場合は、知事が定める期日までに要領第4-4で定める授業料に係る証明書類を知事に提出するものとする。

第6 交付決定及び通知

知事は、助成金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、対象要件該当若しくは非該当の判定を行い、申請者にその結果を通知する。

また、上記で対象要件該当の判定を受けた申請者から授業料に係る証明書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付及び交付額の決定を行い、申請者にその結果を通知する。

2 申請者は、通知書の内容に変更が生じたときは、速やかに申し出るものとする。

第7 決定の取消し等

知事は、交付の決定を受けた申請者が次のいずれかに該当するときは、決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成の目的を達成することが困難であると認められるとき。
- (3) 第6-2の申出により第6-1により通知した交付決定額を変更すべきとき（前2号に掲げるものを除く。）。

第8 助成金の返還

助成金の交付を受けた申請者は、第7で定めるところにより交付決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該取消しに係る金額を知事が定める期日までに返還しなければならない。

第9 違約加算金及び延滞金

申請者は、第7（1）で定めるところにより助成金の交付決定の全部又は一部が取り消され、助成金を返還するときは、その助成金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該助成額につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 申請者は、第8で定めるところによる助成金の返還を知事が定める期日までに行わなかったときは、期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第10 换則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるところによる。

また、補助金の取扱いに関する細目については、別に定める。

附則（3生私振第2048号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則（4生私振第733号）

この要綱は、令和4年度の補助金から適用する。

別表（第2関係）

区分		補助単価 (通信制課程)																					
生活保護世帯	1 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護を受けている者	—																					
非課税世帯	2 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく補助事業実施年度の住民税が非課税である者	—																					
均等割世帯	3 地方税法に基づく補助事業実施年度の住民税の課税額が均等割のみである者	—																					
就学支援金 加算世帯	4 地方税法に基づく補助事業実施年度の住民税のうち、保護者とその配偶者の次式の計算結果が154,500円未満の者 【式】区市町村民税課税標準額（※1）×6%—区市町村民税調整控除相当額（※2）	—																					
就学支援金 一律世帯	5 地方税法に基づく補助事業実施年度の住民税のうち、保護者とその配偶者の次式の計算結果が304,200円未満の者 【式】区市町村民税課税標準額（※1）×6%—区市町村民税調整控除相当額（※2）	139,200円																					
一般世帯	6 補助事業実施年度の住民税に係る次式の計算結果が、次に掲げる基準に該当すること（上記1から5までに該当する者を除く。） 【式】区市町村民税課税標準額（※1）×6%—区市町村民税調整控除相当額（※2） <table border="1"> <tr> <th>申請世帯人員</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> </tr> <tr> <td>基準税額I (一人の場合)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>313,800円以下</td> </tr> <tr> <td>基準税額II (夫婦の場合)</td> <td>320,340円以下</td> <td>378,120円以下</td> <td>438,060円以下</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>6人</th> <th>7人</th> <th>8人以上</th> </tr> <tr> <td>327,600円以下</td> <td>358,680円以下</td> <td>358,680円に1人増すごとに31,080円を加えた額以下</td> </tr> <tr> <td>451,860円以下</td> <td>482,940円以下</td> <td>482,940円に1人増すごとに31,080円を加えた額以下</td> </tr> </table> <p>(注1)基準税額Iは、配偶者控除があり、1人の所得者の区市町村民税課税標準額等の場合である。 (注2)基準税額IIは、配偶者控除がなく、保護者とその配偶者双方とも所得がある場合に、保護者とその配偶者との区市町村民税課税標準額等を合計した場合である。 (注3)申請世帯人員は、保護者とその者の税法上の扶養人員とを加えた人員とする。(基準税額IIに該当する場合は、配偶者も世帯人数に含めるものとする。)ただし、申請日の属する年の1月1日以降申請時までの間に、保護者が死亡等の理由により変更のある場合は、新たな保護者にその者の事実上の扶養人員を加えた人員をもって申請世帯人員とすることができる。この場合において、区市町村民税課税標準額等は、新たに保護者となる者の区市町村民税課税標準額等を基準とする。</p>	申請世帯人員	3人	4人	5人	基準税額I (一人の場合)	—	—	313,800円以下	基準税額II (夫婦の場合)	320,340円以下	378,120円以下	438,060円以下	6人	7人	8人以上	327,600円以下	358,680円以下	358,680円に1人増すごとに31,080円を加えた額以下	451,860円以下	482,940円以下	482,940円に1人増すごとに31,080円を加えた額以下	139,200円
申請世帯人員	3人	4人	5人																				
基準税額I (一人の場合)	—	—	313,800円以下																				
基準税額II (夫婦の場合)	320,340円以下	378,120円以下	438,060円以下																				
6人	7人	8人以上																					
327,600円以下	358,680円以下	358,680円に1人増すごとに31,080円を加えた額以下																					
451,860円以下	482,940円以下	482,940円に1人増すごとに31,080円を加えた額以下																					
多子世帯	上記1～6の基準を超過する場合で、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯 (注4)扶養するとは、税法上扶養することをいい、申請前年度の12月31日時点で扶養しているものとして住民税の申告をしている状態をいう。なお、申請年の1月1日～5月1日の間に生まれた子は、23歳未満の扶養する子の人数に含める。	59,400円																					

※1 生徒が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、当該早生まれの生徒の判定に用いる課税標準額から33万円を控除した金額を用いて算定

基準額を算出する。

なお、令和4年度私立都認可外通信制高等学校在学生授業料助成金においては、生徒本人の生年月日が平成18年1月2日から同年4月1日までに生まれた者を早生まれの対象者とする。

※2 調整控除相当額

所得のある保護者が1名のみの世帯又は保護者2名に所得があり、配偶者控除を受けている世帯は1,500円とする。

保護者等2名に所得があり、配偶者控除を受けていない世帯（配偶者特別控除を受けている世帯を含む）は、保護者等1名につき1,500円とし、2名合計で3,000円とする。

ただし、保護者1名の課税状況を確認した場合に、所得があっても課税されていない場合は、その保護者に係る「市町村民税課税標準額×6%－市町村民税調整控除相当額」の計算結果は0円とし、課税されている保護者の「市町村民税課税標準額×6%－市町村民税調整控除相当額」の計算結果で判定する。